

福岡県公報

令和五年六月二十七日
第四百九号
増刊
②

目次

人事委員会

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「限る。」の下に「及び同条第十八号の作業」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。